松戸市図柄入りナンバープレート選考委員会条例を廃止する条例 の制定について

松戸市図柄入りナンバープレート選考委員会条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方版図柄入りナンバープレートの導入に関し、本市独自の図柄の選考が終 了したことにより、委員会の設置目的を果たしたため。

松戸市図柄入りナンバープレート選考委員会条例を廃止する条例

松戸市図柄入りナンバープレート選考委員会条例(平成30年松戸市条例第2号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市 条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表 2 松戸市図柄入りナンバープレート選考委員会委員の項を削る。